



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 129 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

オーストラリアの外国投資制度に関する今後の変更点（豪州投資）

オーストラリア連邦財務省は、2026 年 5 月 19 日、外国投資政策に関する一連の改革を発表し、オーストラリアの外国投資規制に関する基本法である Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth) の合理化と強化を目的とした改革案を公表しました。

この改革は、2026-27 年 5 月予算で示されたオーストラリア政府の公約や、2025 年末にオーストラリア連邦財務省が実施した投資家との協議を受けて行われるものです。協議で取り上げられた多くの事項が今回の改革案に盛り込まれています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

新 APP ガイドンスの公表 – 情報収集の実務の見直しを（個人情報保護）

オーストラリア情報委員会（Office of the Australian Information Commissioner）がオーストラリア・プライバシー原則（Australian Privacy Principles：APP）ガイドラインを改訂しましたが、これを受けて事業者は情報収集実務の見直しを検討すべきです。

今回の改訂では、個人情報の収集について規定する APP 3 に関するガイドラインが改訂され、特に現在の技術や情報収集の実態を踏まえ、事業者が個人情報を収集する際に採用すべきアプローチについての指針が拡充されました。各事業者は、今回改訂されたガイドンスを踏まえ、情報収集実務を見直すことが強く推奨されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

豪州最高裁が商標権侵害を回避するために必要な要件を明確化（商標）

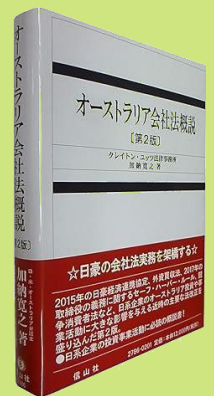
他人の登録商標と同一または類似の商標を事業で使用した場合でも、「誠実な並行使用（honest concurrent use）」を証明できれば、商標権侵害の抗弁となる可能性があります。豪州連邦最高裁判所（High Court）は、Zip Co Ltd v Firstmac Ltd [2026] HCA 16 事件で全員一致でその抗弁が認められる場合を明らかにしました。

この抗弁を主張する事業者は、各侵害行為の時点で、自らが誠実に行動していたことを、通常の良識ある人の基準（standards of ordinary, decent people）で証明しなければなりません。それ以前の行為や数年後の行為を理由に、当時誠実でなかった使用を正当化することはできません。

さらに重要なのは、この判決が新しいブランドを立ち上げるすべての事業者にとって警鐘となる点です。他人の商標との関係で問題がある可能性を知りながら、そのことを無視して「そのうち問題がなくなるだろう」と考えていると、非常に高額な損害賠償責任や法的費用、リブランディング費用など、極めて重大な結果を招くおそれがあります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

サイバー・レジリエンスと AI に関する ASIC の公開書簡（AI ガバナンス）

オーストラリア証券取引委員会（Australian Securities Investments Commission：ASIC）のコミッショナーは、すべての AFS（Australian Financial Services）ライセンス保有者および市場参加者に対し、AI によって加速する脅威に直面するサイバー・レジリエンスの緊急対応を求める公開書簡を発表しました。その中心的なメッセージは、「最先端の AI モデルが脅威環境を本質的に変化させており、基礎的な対策をまだ強化していない組織には、もはや時間の猶予がない」というものです。

この書簡は、ASIC が FIG Securities Limited 社に対し、一般的な AFS ライセンス義務に基づくサイバーセキュリティの不備で 250 万豪ドルの支払いを命じたことや、2026 年 4 月 30 日にオーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority：APRA）が業界に向けて発出した AI に関する書簡から 2 週間以内に発表されました。これらを総合すると、サイバー・レジリエンスと AI ガバナンスは取締役会レベルの優先事項であり、単なる IT 部門の業務事項ではないという規制当局の認識が示されているといえます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ACCC が Coles に対する「元値／現値」価格表示訴訟で勝訴（消費者法）

連邦裁判所は、近時、オーストラリアの小売業者に対し、食料品の値引広告を行う際は、表示されている割引額が、過去の「合理的な期間」（Coles の件では少なくとも 12 週間）実際に適用されていた価格を基準に算出されている必要がある、という明確なメッセージを示しました。

連邦裁判所は、Coles が「元値（Was）」として表示した価格が 12 週間未満、場合によってはそれよりもはるかに短い期間しか適用されていなかった 13 件のサンプルケースについて、消費者に対して誤解を招く行為にあたることを認定しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パース日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パース日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice
紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com